

京都市消防局訓令乙第 4 号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成17年5月27日

京都市消防局長 森 澤 正 一

第38条第1項本文中「文書保存ファイル（第12号様式）」を「ファイル」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「文書保存ファイル」を「前項の規定により完結文書をとじたファイル（以下「文書保存ファイル」という。）」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難しい場合は、文書保存ファイルの背表紙に、当該ファイルにとじる完結文書の保存期間に応じ、次に掲げる色の印を付ければ足りる。

第38条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第12号様式を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局総務部庶務課)